

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○河川管理規則の一部を改正する規則

(河川課)

一

○港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

(港湾課)

○入港料条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

○建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課)

○特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(住宅課)

規 則

河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

河川管理規則の一部を改正する規則

河川管理規則(昭和五十一年宮城県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第十九号中「**圍干支斷水田**」を「**圍干支斷水田又は田舎田**」とし、「**田**」を「**田**」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第十九号による流水占用料等免除申請書は、当分の間、改正後の様式第十九号によるものとみなす。

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

港湾施設(荷さばき地等)使用許可申請書

年 月 日

殿

申請者 住所
氏名
電話

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

申請者	施設の種類	
施設	施設名称	
信号機等 (コーンサイン)	船名	
使用数量 (使用面積)	使用区画 (区画名)	
使用予定 期間	年 月 日 時	分から
	年 月 日 時	分まで
貨物	品名コード(コンテナ番号)	品名(コンテナ種別)
		個数・トン数
備考		

(注) 施設の種類ごとに記載してください。

様式第3号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

入港前手続様式(その1)

【港長, 港湾管理者, 地方運輸局, 海上保安官署, 共通様式】

危険物荷役許可申請 停泊場所指定願 移動許可申請 係留施設使用許可申請
船舶運航動静通知 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報の通報, 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保証契約情報の通報, 港則法に基づく危険物荷役許可申請, 停泊場所指定願及び移動許可申請並びに港湾管理者の求める係留施設等使用許可申請, 船舶運航動静通知に当たっては, この様式を用いることができる。

港長殿
港湾管理者殿
地方運輸局長殿
海上保安 _____ 長殿

船長氏名 _____
申請者名 _____
申請者住所 _____
担当者名・連絡先 _____

【外航・内航】

申請者コード
船舶基本情報
船主等情報
入港情報
航海情報
船名, IMO番号, 船種, 国籍, 船籍港, 総トン数, 国際総トン数, 重量トン数, 全長, 連絡方法, 船主名, 代理人, 入港予定港名, 入港予定日時, 停泊目的, 希望泊場所, 係留施設, 着岸(予定)日時, 離岸(予定)日時, 移動前停泊場所, 移動後停泊場所, 移動理由, 運航区分, 航路名, 仕出港, 前港, 次港, 仕向港, 特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻

船名		I M O 番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)			
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類 (積荷地)・数量	入港予定港における船積貨物の種類・数量			
	(種類) (数量) 入港予定港 その他本邦の港 (入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)	(種類)	(数量)	(種類)	(数量)
危険物情報	品名 (積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による摂氏)	こん包の数・正味重量		船舶内の積付け位置	
	入港時				
	出港時				
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
保障契約情報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号 (保障契約証明書等を有している場合)			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	① 保険者等の氏名又は名称			
		② 保障契約の証書の番号			
		③ 保障契約の有効期間			
		④ 燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・てん補する契約となっているか	【なっている・なっていない】		
	⑤ 保障限度額				
	過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】				
備考					

入港前手続様式(その2)

船名		I M O 番号(又は船舶番号・漁船登録番号)	
船舶警報通報装置の有無 【有・無・故障】		船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標	通報日時・通報時の船舶の位置 (日時) 月 日 時 分 (位置)
船舶保安証書等の番号及び発給機関 (番号) (発給機関)		船舶保安統括者の氏名及び連絡先 (氏名) (連絡先)	船舶保安管理者の氏名及び職名 (氏名) (職名)
当分の間内航か 【はい・いいえ】			
出港後に他の本邦の港へ入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻			
①(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
②(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
③(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
④(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
⑤(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
出港後に特定海域に入域する予定位置及び予定時刻			
船	①(入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (時刻) 月 日 時 分		②(入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (時刻) 月 日 時 分
	③(入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (時刻) 月 日 時 分		④(入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (時刻) 月 日 時 分
保 安 情 報	以下の事項は、本邦の港への入港直前の過去10回の寄港に関するものとする。		
	経由国名	経由港名	経由港入港年月日
	①	①	① 年 月 日
	②	②	② 年 月 日
	③	③	③ 年 月 日
	④	④	④ 年 月 日
	⑤	⑤	⑤ 年 月 日
	⑥	⑥	⑥ 年 月 日
	⑦	⑦	⑦ 年 月 日
	⑧	⑧	⑧ 年 月 日
	⑨	⑨	⑨ 年 月 日
⑩	⑩	⑩ 年 月 日	
経由港において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標		経由港において実施した船舶指標対応措置に加え て実施した措置の有無及びその内容	経由港乗船本邦下船旅客の有無

①	①【有・無】(内容)	①【下船旅客の有・無】
②	②【有・無】(内容)	②【下船旅客の有・無】
③	③【有・無】(内容)	③【下船旅客の有・無】
④	④【有・無】(内容)	④【下船旅客の有・無】
⑤	⑤【有・無】(内容)	⑤【下船旅客の有・無】
⑥	⑥【有・無】(内容)	⑥【下船旅客の有・無】
⑦	⑦【有・無】(内容)	⑦【下船旅客の有・無】
⑧	⑧【有・無】(内容)	⑧【下船旅客の有・無】
⑨	⑨【有・無】(内容)	⑨【下船旅客の有・無】
⑩	⑩【有・無】(内容)	⑩【下船旅客の有・無】
航行速力	航海中の異変等	

(注)

- 1 入港前手続様式(その1)については、申請・通報を行おうとする官署すべてに提出すること。(公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許可申請時に提出すること。)ただし、入港(本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする場合は、特定海域への入域)の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。
なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。
- 2 入港前手続様式(その2)については、海上保安官署へ提出する必要がある場合に、海上保安官署にのみ提出すれば足りる。ただし、入港24時間前までに必ず提出すること。
- 3 「申請者名」の欄については、港長に対して申請を行うに当たっては、署名又は記名押印すること。
- 4 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては、呼出符号(信号符字)のみ記載すること。
- 5 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては、特定海域への入域の有無も含む。
- 6 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。
- 7 「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。
- 8 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。
- 9 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。
- 10 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。
- 11 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に同じ、いずれか一方に記入すること。
- 12 「当分の間内航か」の欄で「はい」を選んだ場合は、「出港後に他の本邦の港に入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻」の欄及び「特定海域に入域する予定位置及び予定時刻」の欄は記載する必要はない。
- 13 入港前手続様式(その2)のうち、過去10回の寄港に関するものについては、過去10回の寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合は、そのうち直近の本邦の港及びそれ以降の寄港に関するものを記入すれば足りる。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号(第6条関係)

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名・名称
連絡先
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

【外航・内航】

港 湾 名	
申 請 者 コー ド	
船 名	
信号符号(コールサイン)等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	【運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他】
給 水 希 望 日 時	月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	(飲料水) m ³ (その他) m ³
希 望 給 水 場 所	
希 望 給 水 場 所 コー ド	
備 考	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の港湾施設等管理条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の港湾施設等管理条例施行規則の規定によるものとみなす。

入港料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

入港料条例施行規則の一部を改正する規則

入港料条例施行規則(昭和五十二年宮城県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「別記様式」を「様式第一号」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

(返還申請)

第二条の二 条例第六条第二項ただし書の規定により入港料の返還を受けようとする者は、様式第一号による入港料返還申請書を知事に提出しなければならない。

別記様式を次のように改める。

様式第一号(第2条関係)

入 港 料 減 免 申 請 書

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名・名称
連 絡 先

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(外航・内航)

申 請 者 コ ー ド	
港 灣 名	
入 港 日	年 月 日
船 名 ・ 信 号 符 号 等	
総 ト ン 数	
入 港 料 の 額	
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由	
備 考	

別記様式の次に次の様式を加える。

様式第2号(第2条の2関係)

入 港 料 返 還 申 請 書

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名・名称
連 絡 先
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(外航・内航)

申請者コード	
入港した港名	
入港した日	年 月 日
船名	
総トン数	
既納入港料	円
返還を受けようとする額	円
返還を受けようとする理由	
備考	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の別記様式による減免申請は、当分の間、改正後の様式第一号によるものとみなす。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「戸籍抄本」の下に「及び写真(申請前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景のもので、縦三センチメートル、横二・四センチメートルのものとする。第四条から第五条までにおいて同じ。)」を加える。

第四条第一項中「免許証」の下に「及び写真」を加える。

第五条第一項中「速やかに」の下に「写真を添付した」を加え、「にその理由を記載し」を「に改める。

第九条の二を削る。

第九条の三第二項中「様式第七号の九」を「様式第七号の二」に改め、同条を第九条の二とする。
第二十八条第三項中「第九条の三第三項」を「第九条の二第三項」に改める。

様式第一号中

ふりがな氏	生年月日	年	月	日	性別	男 女	
	本籍地	都道 府県		市区 町村			
現住所	(〒)		(電話)				
試験	二級建築士試験に合格した時期		年	月	日	合格通知書番号	第 号
	木造		合格通知書日付	年	月	日	合格通知書番号

を

ふりがな氏	生年月日	年	月	日	性別	男 女
	本籍地	都道 府県		市区 町村		

現住所	(〒)		(電話)				写 真
試験	二級建築士試験に合格した時期		年	月	日	合格通知書番号	

試験	合格通知書日付	年	月	日	合格通知書番号	第 号
----	---------	---	---	---	---------	-----

改める。

様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

に

様式第4号(第4条関係)

二級建築士登録事項変更届
木造

(県収入証紙)

写
真

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第4条の規定により届けます。

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 氏名
生年月日
登録番号
登録年月日
印

記

1 変更事項

変更前	変更後
ふりがな氏	

2 変更年月日

3 変更理由

(注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2 戸籍謄(抄)本を添付してください。

様式第5号(第5条関係)

二級建築士免許証再交付申請書
木造

(県収入証紙)

写
真

私は、このたび免許証を汚損(亡失)しましたので、下記のとおり再交付申請します。

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所 氏名
印

記

1 氏名	がな
2 生年月日	
3 性別	
4 本籍地	
5 登録番号	
6 登録年月日	
7 汚損又は亡失の年月日	
8 汚損又は亡失の理由(具体的に詳しく記入のこと。)	

(注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2 汚損の場合は汚損した免許証を、亡失の場合は本籍地の市町村長発行の身分証明書等を添付してください。

様式第七号の二から様式第七号の八までを削る。
様式第七号の九中「(第9条の3関係)」を「(第9条の2関係)」に改め、同様を様式第七号の二
と号。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に建築士法施行条例の一部を改正する条例(平成二十一年宮城県条例第三十九号。以下「改正条例」という。)による改正前の建築士法施行条例(平成二十一年宮城県条例第八十九号)第二条の第二項の規定による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を受けている旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を申請した者に係る改正条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる証明書の交付については、改正前の建築士法施行細則様式第七号の三及び様式第七号の四の規定は、なおその効力を有する。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の建築士法施行細則様式第二号又は様式第三号による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を受けている者は、改正後の建築士法施行細則様式第一号又は様式第三号による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を申請することができる。この場合における二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付の申請については、附則様式によるものとする。

附則様式(附則第3項関係)

二級建築士免許証書換え交付申請書
木造

(収入証紙)

写 真

私は、このたびは^{二級}木造建築士の免許証の書換え交付を受けたいので、免許証を添えて、下記のとおり申請します。

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所 氏 名 印

記

1	氏 名	が 氏 名
2	生 年 月 日	
3	性 別	
4	登 録 番 号	
5	登 録 年 月 日	

(注) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成七年宮城県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「二十万円以上六十万円以下」を、「十五万八千円以上四十八万七千円以下」に改める。

第十六条第三項中、「六十万円」を、「四十八万七千円」に改める。

第二十一条の十一の五を「（保証金の返還）」に改め、同条中の「返還」を「返還」に改め、保証金返還請求書」を「敷金・保証金返還請求書」に改める。

第二十一条の十二第三項中、「駐車場使用承諾承認申請書」を「駐車場使用承諾承認通知書」に改める。

第二十三条中「第二十一条」を「第三十二条」に改める。

第二十四条第三項中「第二項」を「第二項」に改める。

第三十一条中「承継」を「承認」に改める。

第三十二条中「承継」を「承認」に改める。

「(1) 私が家賃若しくは入居者負担額、条例第25条第2項に規定する額又は条例第31条に規定する過料の納入を滞延した場合は、督促料又は延滞金の徴収を要します。
(2) その他条例、規則及びこれらに基づき知事の命令等を遵守します。」を

「その他条例、規則及びこれらに基づき知事の命令等を遵守します。」に改める。

第三十八号中「宮城県（ ）指令第 号」を第三十九号に改める。

指 示 事 項	本書を住宅管理補助員に提示し、入居する住宅のかきを受領の上、上記の入居可能日から7日以内に入居すること。以内に特定公共賃貸住宅入居（同居）届（様式第9号）を住宅管理補助員に提出すること。			
	氏名	氏 名	続柄	氏 名
住宅管理補助員	氏名	氏 名	続柄	氏 名
同居を承認した親族	氏名	氏 名	続柄	氏 名

氏名	氏 名	続柄	氏 名	続柄
----	-----	----	-----	----

「指 示 事 項」 本書を 入居可能日から7日以内に入居すること。以内に特定公共賃貸住宅入居（同居）届（様式第9号）を提出すること。

同居を承認した親族	氏名	氏 名	続柄	氏 名	続柄
-----------	----	-----	----	-----	----

改める。

第三十号中「敷金・保証金返還請求書」を「敷金・保証金返還請求書」に改め、同条中の「返還」を「返還」に改める。

第三十四号中

「3 婚姻予約中の者は、所定の婚姻予約確認書（様式第3号）を添付してください。

4 住民票の写しを添付してください。
5 戸籍抄本等入居者との関係を証明する書類を添付してください。
6 同居予定親族欄には、構成人員個々について記入し、また、所得のある方は年間総所得額を記載し、その方の1又は2の書類を添付してください。

「3 入居者との関係を証明する書類を添付してください。（様式第3号）
(1) 婚姻予約の方は、所定の婚姻予約確認書（様式第3号）
(2) その他の方は、入居者との関係を証明する戸籍抄本等の書類
4 同居予定親族欄には、構成人員個々について記入し、また、所得のある方は年間総所得額を記載し、その方の1又は2の書類を添付してください。」に改める。

第三十六号中「第31条」を「第32条」に改める。

第三十七号中「宮城県（ ）指令第 号」を第三十九号に改める。

第三十八号中「宮城県（ ）指令第 号」を第三十九号に改める。

第三十九号中「宮城県（ ）指令第 号」を第四十号に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の十一、第二十一条の十二第三項、第二十三条、第二十四条第四項、様式第一号、様式第六号、様式第八号、様式第十号、様式第十四号、様式第二十号の六、様式第二十号の七及び様式第二十号の十の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者に係る改正後の特定公共賃貸住宅条例施行規則第二条第一項の規定の適用については、同項中「十五万八千円以上四十八万七千円以下」とあるのは「二十万円以上六十万千円以下」とする。

一 平成二十一年四月一日前に特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居の許可がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者

二 特定公共賃貸住宅条例(平成七年宮城県条例第四十七号)第六条の規定により公募を行うことなく特定公共賃貸住宅に入居させる場合において、平成二十一年四月一日前に特定公共賃貸住宅への入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居の許可がされることとなる場合における当該特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者

3 改正前の特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定によるものとみなす。